

第1回びわこ文化公園都市将来ビジョン検討委員会 次第

日時：令和4年6月30日(木)

10:00～12:00

場所：滋賀県立図書館

大会議室（地階）

1 開 会

- (1) 挨拶（滋賀県総合企画部 理事）
- (2) 委員紹介
- (3) 委員長選出

2 議 事

- (1) 現行ビジョンについて
 - ・現行ビジョンの概要
 - ・現行ビジョン策定から10年間の振り返り
 - ・「びわこ文化公園都市」の現在
- (2) 検討の進め方について

3 その他

4 閉 会

【配付資料】

- 1 びわこ文化公園都市将来ビジョン検討委員会委員名簿
- 2 びわこ文化公園都市将来ビジョン検討委員会設置要綱
- 3 (現行)びわこ文化公園都市将来ビジョン概要 資料1
- 4 「びわこ文化公園都市」の現行ビジョン10年間 資料2
- 5 現行ビジョン策定時からの時代変遷 資料3
- 6 びわこ文化公園都市の現在 資料4
- 7 エリア内立地施設・機関での取組実績例
びわこ文化公園都市の課題 資料5
- 8 ビジョン改定の方向性について 資料6

びわこ文化公園都市将来ビジョン検討委員会委員名簿
(敬称略・順不同)

委員属性 1	委員属性 2	所 属
学識経験者	外部学識	滋賀県立大学 環境科学部 建築デザイン学科 教授 村上 修一
	立地施設学識	立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授 岡井 有佳
	立地施設学識	龍谷大学 社会学部 コミュニティマネジメント学科 准教授 築地 達郎
地域代表	大津市	瀬田東学区自治連合会長 仲川 欣伸
	草津市	南笠東学区まちづくり協議会長 清水 和廣
行政機関	大津市	大津市政策調整部長 平尾 伸之
	草津市	草津市総合政策部長 木村 博
	滋賀県	総合企画部次長 松田 千春
		土木交通部技監 黒澤 伸行 (安心と活力の地域づくり担当)

(事務局:滋賀県総合企画部 新駅問題・特定プロジェクト対策室)

(オブザーバー:びわこ文化公園都市活性化検討ワーキンググループ)

びわこ文化公園都市将来ビジョン検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 「びわこ文化公園都市将来ビジョン（平成24年8月）」（以下「ビジョン」という。）について、策定から10年経過することや、びわこ文化都市公園を取り巻く状況が変化しつつあることを踏まえ、ビジョンの見直しを検討するため、「びわこ文化公園都市将来ビジョン検討委員会」（以下「検討委員会」という。）をびわこ文化公園都市施設連携協議会（以下「協議会」という。）が設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、ビジョンの見直しに当たって、必要な事項を協議し、意見を述べ、必要な提言等をまとめ、協議会へ報告するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、学識経験を有する者、当地域に立地する大学、機関、関係自治体、その他必要と認められる者のうちから10名以内の委員で構成する。

2 委員の任期は、第1回委員会の日から所掌事項の終了までとする。なお、委員の欠員により新たに委員を補充する場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

3 所掌事項を処理する上で必要が生じた場合は、委員以外の専門知識を有する者の出席を求めることができる。

4 検討委員会に委員長を置く。

5 委員長は、委員の互選によって定める。

6 委員長は、検討委員会を総理し、代表する。

(会議)

第4条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもってあてる。

3 委員長に事故ある時は、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員の委嘱および検討委員会の庶務は、滋賀県総合企画部新駅問題・特定プロジェクト対策室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和4年5月27日から施行する。